

一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第39号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、一関地区広域行政組合の休日に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第1号）第1条第1項に規定する休日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時45分までとする。

(縦覧の手続)

第3条 縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、損傷し、又は亡失しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

2 管理者は、前項に規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の規定による意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業場の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

縦 覧 申 込 書

一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
の手續に関する条例施行規則第3条の規定により、生活環境影響調査結果等の縦覧を次の
とおり申し込めます。

縦 覧 の 日 時	年 月 日 午 前 時 分 後
-----------	-----------------------